

大口町告示第27号

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町木造住宅除却費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第3号を削る。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 旧基準木造住宅であることを証する書類

第8条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「写し」の次に「（第2条第2号によるものに限る。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 旧基準木造住宅を所有する者であることを証する書類

第13条第1号ただし書を削り、同号中「写し。」を「写し（除却業者の発行したものに限る。）」に改める。

様式第1中

「8 添付書類

(1) 課税証明書等（家屋証明）

(2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（要綱第 条第 項によるものに限る。）

(3) 案内図及び平面図

(4) 除却工事費見積書（除却業者の記名のあるものに限る。）

(5) 前年度の町税の納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

を

「8 添付書類

補助金の交付申請についての同意書

大口町木造住宅除却費補助金の受給資格等の確認のため、私の町税の納税状況

その他受給資格に関する事項について、大口町が関係行政機関に調査を行うことに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

に改める。

様式第4中

「(1) 除却工事変更計画書

(2) 除却工事変更見積書(除却業者の記名のあるものに限る。)

を削る。

様式第6中

「(1) 除却工事にかかる領収書または請求書の写し(除却業者が発行したものに限る)

(2) 除却工事完了後の写真

(3) その他必要と認める書類

を削る。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも<u>該当するもの</u>とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも<u>該当する者</u>とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 町税の滞納がない者</u></p>
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1) <u>旧基準木造住宅であることを証する書類</u></p> <p>(2) <u>旧基準木造住宅を所有する者であることを証する書類</u></p> <p>(3) <u>木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(第2条第2号によるものに限る。)</u></p> <p>(4) <u>案内図及び平面図</u></p> <p>(5) 除却費見積書(除却業者の記名のあるものに限る。)</p> <p>(6) <u>除却業者の有する建設業の許可(土木、建築又はとび・土工及び解体)の写し又は建設リサイクル法に基づく除却工事業の登録を称する図書の写し</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>(完了実績報告)</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1) <u>登記事項証明書又は所有者を確認できる書類(課税証明書等)</u></p> <p>(2) <u>木造住宅耐震診断結果報告書等の写し</u></p> <p>(3) <u>案内図及び平面図</u></p> <p>(4) <u>除却費見積書(除却業者の記名のあるものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>除却業者の有する建設業の許可(土木、建築又はとび・土工及び解体)の写し又は建設リサイクル法に基づく除却工事業の登録を称する図書の写し</u></p> <p>(6) <u>前年度の町税の納税証明書</u></p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>(完了実績報告)</p>
<p>第13条 略</p> <p>(1) <u>補助対象事業に係る除却業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し(除却業者の発行したものに限る。)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>第13条 略</p> <p>(1) <u>補助対象事業に係る除却業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し。ただし、請求書による場合は、補助金交付後、領収書の写しを提出しなければならない。(除却業者の発行したものに限る。)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>様式第1 (第8条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4 (第12条関係)</p>	<p>様式第1 (第8条関係)</p> <p>【別記】</p> <p>様式第4 (第12条関係)</p>

新	旧
【別記】 様式第6（第13条関係） 【別記】	【別記】 様式第6（第13条関係） 【別記】